第8章

事業化に向けて

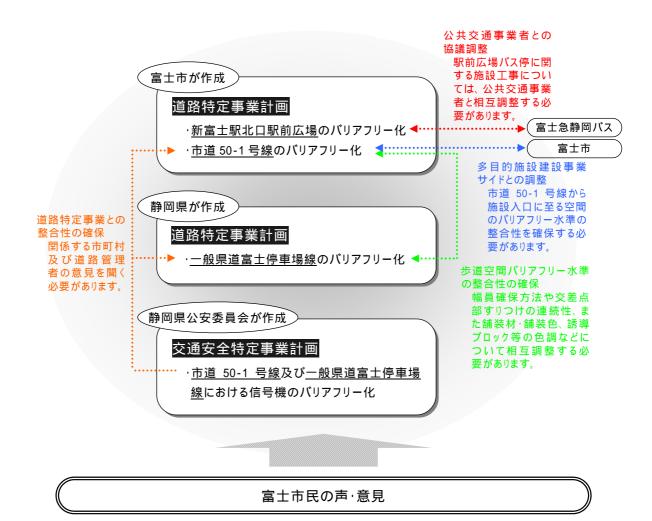
8-1 今後のアクション

1.特定事業計画の作成

今後は、今回策定した『新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想』に基づき、 重点整備地区内のバリアフリー化を図っていく必要がありますが、前章で示したように、 新富士駅周辺地区において実施されている土地区画整理事業等の動向・事業スケ ジュールを勘案して、<u>まずは新富士駅から多目的施設に至る特定経路のバリアフリ</u> ー化を目指します。

具体的には、特定経路上の道路管理者等が移動円滑化基準(ガイドライン)に沿った形での『特定事業計画』を作成し、必要な財源等を確保した上で、バリアフリー化のための施設工事を実施することになります。

なお、基本方針にも掲げたように、『特定事業計画』作成時においても、基本構想 作成時と同様、広く富士市民の、特に高齢者や身体に障害のある方々の意見や声を 積極的に聞きながら、施設設計等に反映させていくことが重要です。



図,特定事業計画と各管理者間での調整事項のイメージ

2.バリアフリー化事業の実施

交通バリアフリー法では、重点整備地区におけるバリアフリー化を 2010 年(平成 22年)までに実現するよう、目標設定されています。

しかし、本構想で設定した特定経路は、2008年度(平成20年度)に竣工・オープンが見込まれている多目的施設と新富士駅とを連絡する経路であることを勘案すると、特定経路のバリアフリー化についても多目的施設の完成時期に合わせて実現することが最も望ましいと言えます。

そのためには、2006 年度(平成 18 年度)中には特定事業計画の作成と必要財源 を確保し、2007 年度(平成 19 年度)にバリアフリー化のための各種施設工事を実施・ 完了しておくことが条件となります。

ただし、必要財源の確保や実際の施設工事等に要する時間は、現時点では不明確であることも考慮し、本構想においては、本地区における特定経路のバリアフリー化について、原則として 2007 年度(平成 19 年度)中の実現を目標としつつ、2010 年度(平成 22 年度)までに、できる限り早期に実現することを目指すものとします。

特定経路を除く駅北地区や駅南地区においては、まちづくりの動向や土地区画整理事業スケジュールを踏まえ、道路等の公共施設整備が明確になった段階で、順次本格的なバリアフリー化(ユニバーサルデザインの導入)を図ることを基本としています。しかし、重点整備地区内における一体的・総合的バリアフリー化を推進するため、フィールドワーク等で得られた情報をもとに、特に危険箇所等については、早急に改善措置を講じていきます。

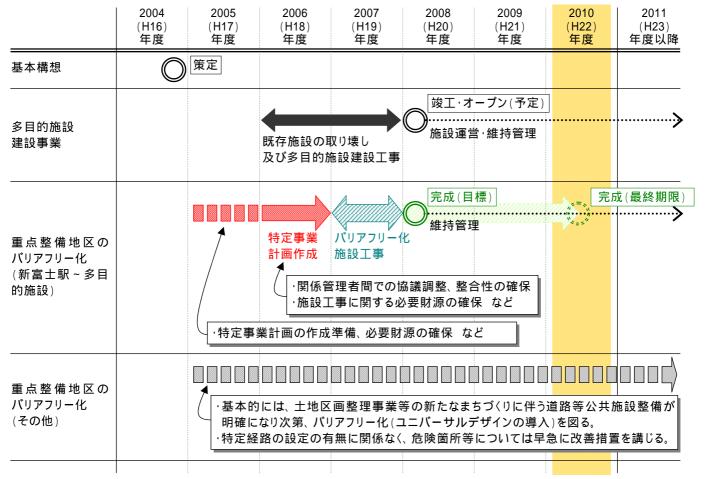


図. 事業化に向けた想定スケジュール

3. 'バリアフリーなまちづくり'の推進体制

「第6章 6-3 基本方針」にて示したように、本市においては今後重点整備地区の バリアフリー化をきっかけとして、市域全域を対象にこれまで以上に'バリアフリーなま ちづくり'を推進していくことになりますが、既存施設も含め実際にバリアフリー化され た施設に対するユーザー(利用者)の声を収集・チェックし、まちづくりに活かしていく ための体制を富士市庁内に構築する必要があります。

具体的には、施設周辺での聞き取り調査や世論調査、また HP(ホームページ)を媒体としたアンケート調査等により、意見や指摘事項を収集することが考えられます。

庁内においては、これらによって得られた情報を各部門間で共有するとともに、庁内外の関係各機関での連携・調整のもと、バリアフリー化事業や施設の適切な維持管理をおこないます。

また、このようなハード環境を整備するための体制構築に加え、市民・民間事業者・行政等のすべてにおいて、「心のバリアフリー化」を図るための自己啓発が必要です。 本市では自らの自己啓発とともに、市民等への啓発活動をおこなうことにより、高齢者や身体に障害のある方などへの理解の浸透、身障者用駐車場といった施設の適正利用の喚起、思いやりの心の育成などを図り、利用者自らが「心のバリア」を取り払うための、ソフト的な環境整備も積極的に推進していくこととします。

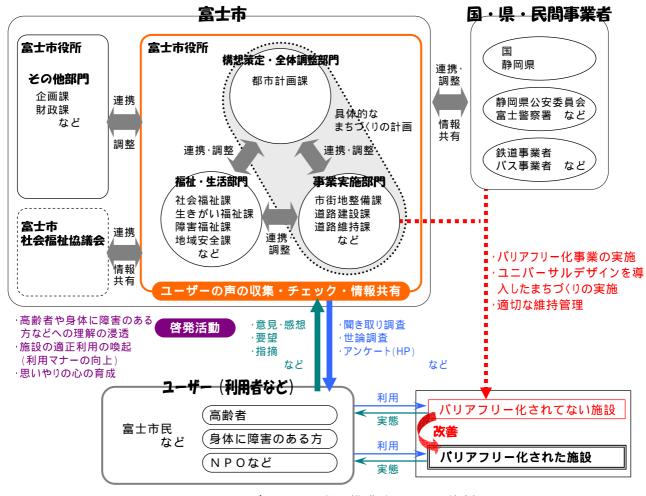


図.バリアフリー化を推進するための体制